

阿賀野市規則第 6 号

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「通勤届」の次に「又は庶務事務システム（電磁的記録により、職員の勤務状況等を記録し、管理するシステムをいう。以下同じ。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「記載」の次に「又は庶務事務システムに記録」を加える。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第1号様式(第3条関係)

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		様		勤 務 公 署 名				
職				所 在 地				
住 居				氏 名				
阿賀野市職員の勤務手当の支給に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。								
届出の理由 ☐ 1 新規(☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) ☐ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路又は方法の変更 ☐ 4 運賃等の負担額の変更 ☐ 5 その他()				☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)				
届出の理由が生じた日 年 月 日								
順路	通 勤 方 法 の 別	区 間		距 離	所 要 時 間	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	備 考
1 ☐		住 居	から(経由) まで	. km	分		円	
2 ☐			から(経由) まで	. km	分		円	
3 ☐			から(経由) まで	. km	分		円	
4 ☐			から(経由) まで	. km	分		円	
5 ☐			から(経由) まで	. km	分		円	
6 ☐			から(経由) まで	. km	分		円	
7 ☐			から(経由) まで	. km	分		円	
記入上の注意				総通勤距離	. km	総所要時間	分	
1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。								
2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。								
3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。								
4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。								
5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。								
6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。								

給与条例第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

☐1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

☐2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

※ 現公署への異動発令年月日	年 月 日	※ 異動等前の住居への入所年月日	年 月 日			
※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日	年 月 日			
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住 居 から(経由) まで	. km	分		
2		から(経由) まで	. km	分		
3		から(経由) まで	. km	分		
4		から(経由) まで	. km	分		
5		から(経由) まで	. km	分		
6		から(経由) まで	. km	分		
記入上の注意			総通勤距離	. km	総所要時間	分
1 ※欄は□1にレ印を付した職員のみ記入すること。						
2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。						

第 2 号様式中「㊤」を削る。

第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

第3号様式(第4条関係)

通 勤 手 当 認 定 簿																	
氏名					所属			事象発生年月日		年 月 日							
住居					算出式			提 出 年 月 日		年 月 日							
☐ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 平均1箇月当たりの通勤所要回数 回								受 理 年 月 日		年 月 日							
	順路	算 出 の 基 礎 と な る 普 通 交 通 機 関 等 の 名 称		定期券 回数券 その他	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1 箇 月 当 た り の 運 賃 等 相 当 額	普 通 交 通 機 関 等 の 認 定 期 間	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備 考
		利用区間	回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
普通交通機関等利用者	1						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	2						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	3						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	4						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正						円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円					
自動車等の額 (条例第10条第2項第2号の額) (自動車等の使用距離 , km)								改正 円	年 月 から 年 月 まで								
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 ☐ 第1号 第2号 第3号								1箇月当たりの運賃等相当額と 自動車等の額の合計額	円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円				
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の 額の合計額が55,000円を超えるとき				55,000円×[箇月]= 円				円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
新幹線鉄道等利用者	順路	算 出 の 基 礎 と な る 新 幹 線 鉄 道 等 の 名 称	利用区間	定期券 回数券 その他	特別料金等(特別運賃 等)の額の算出基礎	特別料金等2分の1相当額 (特別運賃等相当額)	1 箇 月 当 た り の 特 別 料 金 等 相 当 額	新 幹 線 鉄 道 等 の 認 定 期 間	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						備 考		
	1					円 (箇月)	円		年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
	改正					円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
	2					円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
	改正					円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
	1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円				
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 の合計額が20,000円を超えるとき				20,000円×[箇月]= 円				円	年 月 から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考		
支 給 額		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
決 定 事 項	条例第10条第1項 該当・非該当 ☐ 該当 (☐ 規則第5条) ☐ 非該当 理由 ()				返納事由 規則第15条の2第1項		返納事由 発生年月	返納対象普通 交通機関等 (新幹線鉄道等)	払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額)の算出基礎			払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額)			備 考		
					1 ☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号							円					
					2 ☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号							円					
					3 ☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号							円					
	手当額の決定 条例第10条第2項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 規則第8条の2 (通勤所要回数 回) ☐ 規則第8条の3 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 条例第10条 ☐ 第3項 第4項				1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を 超えていた場合(1箇月当たりの特別料金等2分の1相 当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第15条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と市 (町、村)長の定める額(算出基礎)				月 (算出基礎)				円				
									月 (算出基礎)				円				
給与条例第10条及び同条例に基づく規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 年 月 日 職 氏名																	

※ 運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

附 則

この規則は、令和４年３月１日から施行する。